

令和 8 年度第 1 回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

日時：令和 8 年 7 月 6 日（月）午前 10 時 30 分～

場所：市役所本庁舎 2 階 特別会議室

1 市職員等による障害者差別に関する相談事例 【資料 1】(P. 1)

2 本市における障害者差別解消の推進にかかる主な取り組み 【資料 2】(P. 8)

3 「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例施行細則」の改正(令和 8 年 4 月 1 日施行)等について 【資料 3】(P. 27)

< 参考資料 >

名古屋市障害者差別解消庁内推進会議設置要綱 (P. 30)

1 市職員等による障害者差別に関する相談事例（令和 7 年 10 月～令和 8 年 3 月）

(1) 趣 旨

令和 7 年度下半期に、各局室区から報告のあった障害者差別に関する相談事例の集計結果を、各部署へフィードバックすることで、障害者差別に関する取り組みに活かしていただくもの。

(2) 相談件数（令和 7 年 10 月～令和 8 年 3 月）

相談 件数	申出内容別の状況						
	職員の対応			事務事業の 実施方法等		施 設 の バ リ ア フ リ ー 関 係	その他の 相談等
	差別的 言動	不当な差別 的取扱い	合理的配慮 の不提供	不当な差別 的取扱い	合理的配慮 の不提供		
1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
3 件	0 件	0 件	2 件	1 件	0 件	0 件	0 件

※ 下段件数は、障害者差別相談センターにて対応した本市関連の事案件数

(参考) 年間相談件数の推移

年度	相談 件数	職員の対応			事務事業の 実施方法等		施設のバ リアフリ ー関係	その他の 相談等
		差別的 言動	不当な差別 的取扱い	合理的配慮 の不提供	不当な差別 的取扱い	合理的配慮 の不提供		
R2	4 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	3 件
R3	5 件	1 件	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件	2 件
R4	5 件	1 件	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件	3 件
R5	193 件 (185 件)	1 件	1 件	1 件	0 件	1 件	79 件 (78 件)	161 件 (156 件)
R6	4 件 (1 件)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件 (1 件)	3 件
R7	2 件	1 件	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件

※ 申出内容別の状況については、複数の区分に該当する場合があるため、受付件数と一致しない。

※ () 内件数は、名古屋城バリアフリー関係分（再掲）

※ 障害者差別相談センターにて対応した本市関連の年間事案件数

R7	5 件	0 件	0 件	2 件	1 件	0 件	2 件	0 件
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(3) 主な相談事例の概要

○ 差別的言動の相談

事例 1	職員からの差別的言動について
相談者	障害当事者（精神障害・知的障害）
相談内容	国民健康保険料未納について、本人が納得できないことがあり、区役所に来庁した際、かなり以前に区役所保険年金課窓口で障害者差別発言があったと主張。（申請手続きの待ち時間に、事務室内の職員が「ASD の診断書があり、手帳の取得歴がある人だからあの人にいくら話しても理解してもらえない」と障害者差別の発言が聞こえた。その後、市役所本庁の関係部署にも抗議し、弁護士には健康福祉局担当課へ障害者差別に関する第三者委員会設置の要望書を提出するよう依頼した。） （聞き取り調査の結果、5 か月前に発生した）障害者差別発言の状況を確認して報告してほしい。調査の内容に納得できたら国民健康保険料の未納分をすぐに支払う。 (熱田区)
対応	窓口対応を行う職員へ聞き取りを行ったが、ASD に関する発言は確認できなかった。また、その他のトラブルや相談者の発言にあった抗議を行った本庁関係部署に対してその事実も確認できなかった。 しかしながら、本相談を踏まえ、申出のあった翌日の朝礼ですみやかに全職員に窓口においていろいろな障害のある方へその障害に応じた対応や個人情報に関することは声量に気を付けて話すことに心がけるよう指導した。さらに、直近の課会でしっかり時間を取って、障害者差別解消推進に向け職員研修を実施するなど理解を深めることとした。 相談者に対しては、事実確認の結果及び対応策を粘り強く説明した結果、納得していただくことができ、国民健康保険料も完納していただくことができた。

○ 障害者差別相談センターにて対応した本市関連の事案

事例2	生活保護担当との連絡手段について
相談者	障害当事者（精神障害）
相談内容	区民生子ども課生活保護担当者の対応により精神障害の症状が悪化し、担当者からの電話や訪問を受けることが難しいため、メールで連絡がとれるようにしてほしいと伝えたが、断られた。 (中村区)
対 応	当該生活保護担当者に事実確認を行ったところ、生活保護の制度で求められている訪問調査が行えておらず、また必要書類の提出がなされていないこと等から、メールでのやり取りではなく、訪問調査や電話対応による状況確認を実施していたとの回答があった。 センターから、メールでのやり取りやオンラインで連絡が取れないか検討を申し入れたところ、相談者の個別の事情を考慮しメールでのやり取りを行うことになるに至った。相談者には、生活保護継続に必要な訪問調査は、居所と生活状況の確認のために義務となっており、それ自体をなくすのは難しいため、訪問調査を受ける上で必要な合理的配慮を生活保護担当者に求め、話し合っていく必要があることを助言した。

(参考) 障害者差別相談センターで対応した民間事業者関連の事案

事例3	盲導犬を伴っての飲食店の利用について
相談者	障害当事者（視覚障害）
相談内容	飲食店に電話予約したところ、盲導犬を伴っての利用を断られた。
対 応	当該飲食店に事実確認をしたところ、本来は全店で盲導犬を受け入れているが、対応したスタッフの理解不足があり利用を断ってしまったが、本社から盲導犬の受け入れについて全店に周知したとの回答があった。 センターからは、当該飲食店に法律について説明の上、センターリーフレットや条例ガイドブック等の参考資料を提供し、補助犬の受け入れ及び障害者差別解消法の理解を促した。また、相談者に対し、盲導犬の受け入れについて全店に周知された旨およびセンターから参考資料を提供した旨を伝えた。

事例4	マンション管理会社からの郵送物について
相談者	障害当事者（視覚障害）
相談内容	マンション管理会社からの郵送物が視覚障害により読み辛いため、2倍に拡大するか電話で内容を伝えるようお願いしたが、配慮されない。
対 応	当該管理会社に事実確認をしたところ、郵便物は一斉に発送するために、あらかじめ抽出し、拡大したものを入れ直すことは難しいが、届いた後に連絡をもらえれば、内容を伝えることは可能との回答があった。 相談者に対しては、当該管理会社から直接上記対応について伝えられた。



(参考)

27 健 障 企 第 545 号
平成 28 年 2 月 4 日

各局室区人事担当課長 様

健康福祉局障害福祉部
主幹（障害者差別解消・福祉都市推進）

障害者差別に関する相談等の記録及び報告について（依頼）

平成 28 年 4 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行に伴い、職員は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（以下「対応要領」という。）」に沿った対応が求められることになります。

対応要領には、不当な差別的取扱いとなりうる事例や、合理的配慮として考えられる事例を掲げていますが、記載された事例はあくまで例示であり、障害や疾病の多様な特性に応じた個別の対応を行うことが必要となります。

そこで、対応要領に定めるとおり、各部署に実際に寄せられた障害者差別に関する相談事案を集約し、共有化を図ることで、本市における障害者差別解消の取り組みに活かしてまいりたいと考えております。つきましては、障害者差別に関する相談等を受けた場合には、別紙により記録し、ご報告くださいますようお願いいたします。

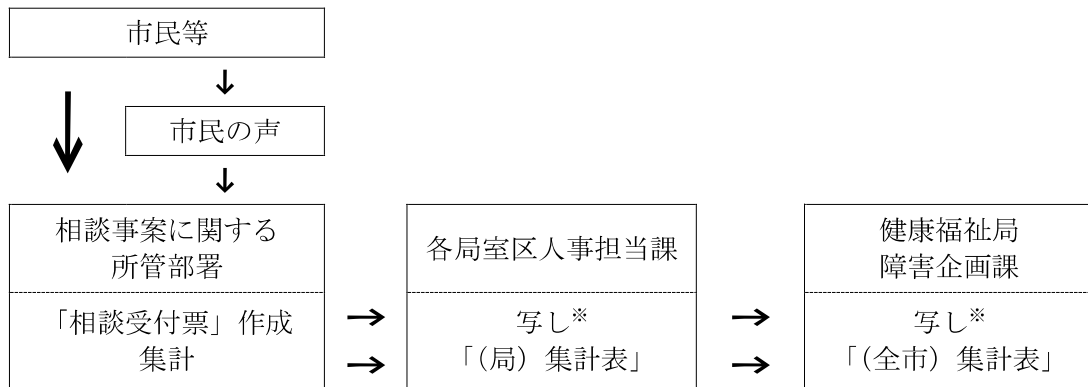
なお、ご報告いただいた相談件数の集計結果につきましては、名古屋市障害者差別解消庁内推進会議（公開）等において報告することを予定しています。また、提出いただいた相談事案から参考となる事例につきましては、各局室区へ提供するなど、活用を図ってまいりたいと考えています。各局室区におかれましても、障害者差別に関する相談等を受けた場合には、迅速かつ適切に対処し、障害者差別の解消に向けて、主体的に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

（健康福祉局障害福祉部障害企画課 TEL:972-2585）

(別紙)

障害者差別に関する相談等の記録及び報告の取り扱い

1 記録と報告の流れ（概要）



※特定の個人を識別できる情報は黒塗りしてご提出ください。

2 様式

第1号様式 「障害者差別相談受付票」

第2号様式 「集計表」

3 記録について

(1) 「障害者」の判断について

障害者の範囲は、対応要領に定めるとおりです。但し、相談等を受けたときに、障害者であるかどうかの確認までを求めるものではなく、応対する中で、障害を理由とする差別に関する相談等であることが判明した場合に記録の対象とします。

(2) 記録の範囲について

<対象となるもの>

- ① 職員の対応（差別的言動、不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供）に関する相談・要望・意見等
- ② 市の事務事業の実施方法等（不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供）に関する相談・要望・意見等
- ③ 市が管理する施設のバリアフリー化（ハード面の環境整備）に関する相談・要望・意見等

<対象とならないもの>

- ① 定例的な団体要望や団体広聴における要望
- ② 受託業者等が受けた相談・要望・意見等（取り扱いは別途）

<留意事項>

- ① 匿名の相談等も含みます。
- ② 受付の区分（市民の声、来庁、電話、メール等）は問いません。
- ③ 他の制度に基づき記録される相談等も含みます。この場合、「障害者差別相談受付票」（以下「相談受付票」という。）の「申出の内容」及び「対応方針」欄の記入に代えて、他の制度の記録の写しを添付していただいても構いません。（要望等記録制度との関係は後記 5 参照）
- ④ 居住施設や教育機関等、不特定でない利用者との関係が長期にわたる施設に係る相談で、当該利用者による利用等に関して日常的に行われるものは除きます。
- ⑤ 合理的配慮を求める意思の表明があり、その場でこれに対応した場合（代替手段で対応した場合や説明等により理解を得られた場合を含む。）は除きます。
- ⑥ 本人が差別を受けたと感じて相談等があった場合、結果的に、障害者差別解消法上の不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供には当たらなかった場合であっても、記録の対象とします（④や⑤に該当する場合を除きます）。（この場合の集計区分は「その他の相談等」）

(3) 市政相談「市民の声」を通じて相談等を受けた場合の取り扱いについて

- ① 『『市民の声』事務取扱』（以下「事務取扱」という。）にしたがって対応し、処理後、対応した部署において「相談受付票」を作成してください。この場合、「相談受付票」の「申出の内容」及び「対応方針」欄の記入に代えて、『『市民の声』事務取扱実施細則』（以下「実施細則」という。）第 2 号様式「カード市民の声 回答報告書」の写しを添付していただいても構いません。
- ② 事務取扱第 5（7）但書により第 2 号様式を作成しない場合は、「申出の内容」及び「対応方針」欄の記入に代えて、実施細則第 1 号様式の 1「カード市民の声」の写し及び広聴担当課（市民経済局市民生活部広聴課及び各区区民生活部まちづくり推進室）へ送付する回答文案の写しを添付していただいても構いません。
- ③ 事務取扱第 5（1）但書により第 2 号様式を作成しない場合でも、申出事案の所管部署において対応が必要と判断するケースについては、「相談受付票」を作成してください。（例：連絡先不明のため、申出人への回答はしないが、申出内容に対し、職員への指導・事務事業の改善・環境整備などの対応が必要と判断する場合等）

(4) 所管外の相談等を受けた場合の取り扱いについて

- ① 所管部署又は他機関を案内して終わったときは、記録の必要はありません。
- ② 一旦相談等を受け、所管部署又は他機関に伝えることとなったときは、「相談受付票」に記録し、「対応方針」にその旨記載してください。
- ③ 引き継いだ所管部署では、別途、「相談受付票」を作成してください。

4 報告について

(1) 報告方法

各局室区の人事担当課でとりまとめの上、「相談受付票」の写し及び局室区の「集計表」を健康福祉局障害企画課へ提出してください。

(2) 障害企画課への報告期限

- ① 平成 28 年 4 月から 9 月分
翌月 15 日まで
- ② 平成 28 年 10 月以降
4 半期ごと（1 月・4 月・7 月・10 月の 15 日までに前 4 半期分）

5 要望等記録制度との関係

本件により記録された事案については、「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」第 8 条に基づく記録は要しません（同第 9 条第 5 号適用）。

2 本市における障害者差別解消の推進にかかる主な取り組み

【令和7年度】

(1) 相談及び紛争解決体制等

区 分	内 容
名古屋市障害者差別 相談センターの運営	障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応し、紛争解決を図るとともに、市民・事業者に向けた啓発事業等を実施。 地域の相談窓口や専門相談窓口との連携・協力により、困難事例や複数機関にまたがる相談事案等へ対応。 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に運営委託 (第3期契約：令和7年10月～12年9月) センター事業の一環として「障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業(※)」開始(令和6年10月)
名古屋市障害者差別 解消調整委員会の開催 (令和8年1月16日)	事業者による障害を理由とする差別に関する相談事案で、名古屋市障害者差別相談センターへの相談によっても解決を図れなかった事案について、助言又はあっせん等を実施。あっせんによっても解決しない場合は、市長に対して勧告を求める。あっせんの申し立てに応じて随時開催。 令和7年度は、あっせん事案がなかったため、第2回障害者差別解消支援会議と合同で開催。
名古屋市障害者差別 解消支援会議の開催 〔 令和7年8月21日 令和8年1月16日 〕	地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有等を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや、類似事案の発生防止の取り組みなど、差別を解消するための取り組みを協議する会議を開催。 名古屋市及び各機関の取り組みや相談事例、障害者差別解消推進条例の改正点などの確認、意見交換を実施。
名古屋市障害者差別 解消庁内推進会議の開催 〔 令和7年8月18日 ・12月22日 〕	全庁体制で障害者差別解消に取り組むため、健康福祉局主管副市長をトップに、全局長による会議を開催。 各職場における相談事案や合理的配慮の好事例等を集約・集積するとともに、各局区室へ提供、周知することで共有を図り、本市における障害者差別解消の取り組みに活用。

(※) 障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業（令和6年10月事業開始）

区 分	内 容
概 要	事業者による障害者への合理的配慮の提供を支援するため、物品購入等に要する費用に対して一部助成を行う。
助成対象	・名古屋市内に事務所又は事業所を有し、飲食・物販・医療等不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者 ・名古屋市内において活動している町内会、サークル、PTA等の団体やグループ
助成内容	① コミュニケーションツール作成費 助成限度額：5万円 （対象例）点字メニュー、コミュニケーションボード等 ② 物品購入費 助成限度額：10万円 （対象例）折り畳み式スロープ、筆談ボード等 ※ ①・②の区分それぞれにつき、年度内各1回申請可 <u>※ 設置工事を伴う場合であっても、物品の作成費・購入費は助成対象とする。（令和7年7月～取扱い変更）</u>
申請等窓口	名古屋市障害者差別相談センター
利用の流れ	<pre> graph LR A[相談・申請 (事業者等)] --> B[交付決定 (センター)] B --> C[作成・購入 (事業者等)] C --> D[完了報告 (事業者等)] D --> E[助成額確定 (センター)] E --> F[請求 (事業者等)] F --> G[交付・公表 (センター)] </pre>
留意事項	・申請前に必ず申請内容について相談・助言を受けること。 ・申請日時点において、「ナゴヤあいサポート事業」に参画し、「あいサポート企業（団体）」の認定を受けていること。（予定でも可） ・物品等の発注は、助成金交付決定後に行うこと。
広報啓発	・事業者等に啓発物品を交付し、店舗等へ掲示することにより、取り組みのPRと障害者への合理的配慮の提供について啓発につなげる。 ・障害者差別相談センターのホームページに助成金を交付した事業者等の実際の活用状況や利用者の声等を紹介し、広く周知を図る。

(2) 職員研修

ア 健康福祉局主催（あいサポーター養成研修）

区 分	内 容	参加者数
課長級職員研修 〔 令和7年12月24日 ・令和8年1月26日・30日 〕	・「障害者差別解消法」「合理的配慮」について ・障害者疑似体験 ・グループワーク ・あいサポート運動について	160 人
課長補佐級職員研修 〔 令和7年10月8日・14日 ・令和8年1月29日・2月9日 〕		282 人
市職員等向け あいサポーター養成研修 〔 令和7年8月6日・10月17日 ・11月14日・12月22日 〕	・あいサポート運動について ・多様な障害特性と困っていること、望ましい配慮について ・障害者疑似体験	615 人
あいサポーター養成研修 (市長・副市長・局長級職員対象) 〔 令和7年5月8日 〕		14 人

※対面式の研修とし、市民討論会における差別事案を踏まえ、令和5年度よりグループワークや障害者疑似体験を取り入れた。

※令和6年度より、新たに新任課長補佐級職員研修を実施した。

※令和7年度は、令和6年度まで実施をしていた指定管理事業者等職員向け研修及び窓口職員等向け研修を、あいサポーター養成研修とし、希望職員（指定管理事業者等を含む）全てを対象とし実施。

イ 総務局主催（職員研修内のプログラムの一つとして開催）

区 分	内 容	参加者数
人権指導者養成研修 〔 令和7年7月11・24日・ 8月1日 〕	・障害者差別解消法 ・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 ・名古屋市職員対応要領 など	26 人
新規採用者福祉施設研修 〔 合同研修：令和7年7月8・9日 実習研修：令和7年8月1日 ～令和8年2月20日 〕 (あいサポーター養成研修含む)	・障害者差別解消法 ・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 ・名古屋市職員対応要領 ・福祉施設実習 など	合同研修 647 人

※「職場内人権研修（障害者の人権）」（令和7年12月4日～令和8年1月30日）eラーニング

ウ 子ども青少年局主催

区 分	内 容	参加者数
行政窓口担当者対象 発達障害ワークショップ 研修※ (令和7年10月24日)	・講義「発達障害の理解と疑似体験」 ・グループワーク①「親の想い」を聴く ・グループワーク②「窓口で、その時あなたは」 ・講義「電話相談 Q&A について」	46 人

※あいち発達障害者支援センター・名古屋市発達障害者支援センター共催

(3) 広報・啓発

ア 民間活力を活用した広報

区 分	内 容															
概 要	民間事業者の持つ「特性」や「強み」等を活かした効果的な広報の企画の提案を募り、外部評価委員の審査を経て事業者が提案した広報を実施。 (令和7年度委託事業者：株式会社中日新聞社)															
事業内容	・障害特性別にマンガを制作（全7話） (内部障害、精神障害、聴覚障害、視覚障害、知的障害、発達障害、重症心身障害) ・特設サイト開設 URL: https://www.chunichi.co.jp/k/shougai_kyousei_2025 公開期間：令和7年12月2日～令和8年3月末 ・ショート動画の制作・配信（マンガ全7話の動画を制作） <table border="1"> <tr> <th>媒 体</th><th>実施期間</th></tr> <tr> <td>Instagram 動画広告</td><td>令和8年2月の1か月間</td></tr> </table> ・SNS 静止画広告の掲出（マンガの1コマやキャラクターを活用） <table border="1"> <tr> <th>媒 体</th><th>実施期間</th></tr> <tr> <td>LINE</td><td rowspan="2">令和7年12月上旬～令和8年2月末</td></tr> <tr> <td>Instagram</td></tr> </table> ・中日新聞@school（※）へのバナー広告掲出・特設ページ開設 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>実施内容</th></tr> <tr> <td>配 信 日</td><td>令和7年12月2日～令和8年3月末</td></tr> <tr> <td>対 象</td><td>市内の小中学生 約16万人</td></tr> </table> ※GIGA スクール構想に合わせて生徒一人一人に配られる学校用端末にインストールされるアプリ（愛称チュースク）	媒 体	実施期間	Instagram 動画広告	令和8年2月の1か月間	媒 体	実施期間	LINE	令和7年12月上旬～令和8年2月末	Instagram	区 分	実施内容	配 信 日	令和7年12月2日～令和8年3月末	対 象	市内の小中学生 約16万人
媒 体	実施期間															
Instagram 動画広告	令和8年2月の1か月間															
媒 体	実施期間															
LINE	令和7年12月上旬～令和8年2月末															
Instagram																
区 分	実施内容															
配 信 日	令和7年12月2日～令和8年3月末															
対 象	市内の小中学生 約16万人															

- ・中日 BIZ ナビ会員へのメルマガ配信

区 分	実施内容
配 信 日	令和 7 年 12 月 4 日
配信内容	・ 障害者週間 ・ 障害者差別解消推進条例 ・ ナゴヤあいサポート事業 ・ 合理的配慮の提供支援に係る助成事業

- ・チラシ及びポスターの配布（マンガ第 1 話～第 7 話を活用）

【事業者向け（チラシ）】

区 分	会報 Nagoya	マルト水谷
時 期	令和 7 年 12 月	令和 8 年 1 月～順次
部 数	約 17,000 部	約 4,000 部
対 象	名古屋商工会議所会員企業	マルト水谷の契約飲食店

【市民向け（チラシ・ポスター）】

区 分	実施内容
配 布 日	令和 7 年 12 月
配架場所	各区役所福祉課・支所区民福祉課・保健センター保健予防課・区障害者基幹相談支援センター等
部 数	チラシ：約 5,000 部、ポスター：約 300 部

- ・中日新聞（朝刊／市民版）に広告掲載

日 程	内 容	大きさ
10 月 16 日	「まぜこぜわくわくスポーツ体験会！」 （あいサポート事業・第 3 回集合研修）	5 段
12 月 3 日	マンガ、「障害者週間」記念のつどい 助成事業	5 段
12 月 24 日	障害者差別相談センター 市民講演会（2 月 7 日開催）	半 5 段

発達障害

6



重症心身障害

7



「意識のバリアフリー」という言葉を聞いたことがありますか？障害のある人の社会参加を妨げるバリアには、物理的なものだけでなく、誤解や偏見といった私たちの意識がつくりだしてしまうものもあります。こうした意識のバリアをなくすためには、私たちが障害に対する理解を深め、感覚を磨くことにより、身近なところからバリアフリーを意識した行動を実践していくことが大切です。

本事業は、名古屋市より株式会社中日新聞社が受託し運営しています。
名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課
TEL:052-972-2538 FAX:052-951-3999



つくる共生社会のまち・なごや

共に安心して暮らせる名古屋市

名古屋では「障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」が制定されており、その推進には意識のバリアフリー行動の実践が欠かせません。
このマンガをヒントに、私たちに出来ることを考え実践してみませんか。



アオイちゃん

中学二年生の女の子。足に障害があり、車いす生活を送っている。いつも明るく、誰にでも優しく接するクラスの人気者。将来は誰でも楽しくご飯を食べられるレストランを開業する夢を持っている。

ケント君

地元の中学校へ通うごく一般的な中学二年生の男の子。アオイちゃんとの出会いを通して障害や障害者に対する理解を深め、自分には何が出来たのかを考え行動に移していく。アオイちゃんに恋心を抱いている。

障害を知り、共に生きるあいサポーターになりたいませんか？

あいサポーターとは？

障害の特性を理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する意欲がある方のことです。名古屋では、この「あいサポーター」を養成することにより、障害の有無にかかわらず、全ての人が住みやすい社会の実現を目指す「あいサポーター運動」を実施しています。

あいサポーターになるには？

- 集合研修（個人でお申し込み）
- 講師派遣研修（企業・団体等でお申し込み）



ナゴヤあいサポーター事業事務局
(受託企業：Man to Man Animo 株式会社)
TEL：052-678-3001 FAX：052-678-2888



名古屋市
City of NAGOYA



内部障害

1



精神障害

2



聴覚障害

3



視覚障害

4



知的障害

5



障害者への合理的配慮の 提供支援に係る助成事業

名古屋市

障害者差別解消法では、事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されています。名古屋市では、事業者のみならず支援する助成事業を実施していますので、ご利用ください。

名古屋市民障害者差別相談センターHP 詳しくはこちら▶



点字・コミュニケーションボードなどの
コミュニケーション
ツール作成

対象者

1 市内に事務所又は事業所を有し、飲食・物販・医療等のサービスを提供する事業者
2 市内において活動している町内会、サークル、PTA等の団体やグループ

注1 本助成事業は、障害者個人ではなく、障害者への配慮を必要とする事業者、団体を対象としています。

注2 申請前に、まずは名古屋市障害者差別相談センターにご相談ください。

注3 助成後でも結構ですので、「あい・サポート・タスク・チーム」の受講をお願いします。

折りたたみ式スロープ・筆談ボード等の

物品購入費

最大50,000円

最大100,000円

イ ナゴヤあいサポート事業（障害者理解に関する講師派遣事業と一体的に実施）

区 分	内 容
趣 旨	障害の特性を理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」の養成により、障害の有無にかかわらず、全ての人が住みやすい社会の実現を目指す「あいサポート運動」（平成 21 年鳥取県で開始）を「ナゴヤあいサポート事業」として実施し、「意識のバリアフリー行動」の推進に取り組んでいくもの。
事業内容	研修内容 ・あいサポート運動について ・様々な障害の特性、困りごと、必要な配慮等について ・障害理解を深める研修
	実施方法 ■集合研修（市民向け）の実施（6 回） ＜通常回＞・令和 7 年 5 月 16 日（金）（参加者 12 人） ・令和 7 年 12 月 5 日（金）（参加者 11 人） ・令和 8 年 1 月 19 日（月）（参加者 10 人） ・令和 8 年 2 月 25 日（水）（参加者 27 人） ＜特別回＞ ・（企業向け）令和 7 年 9 月 27 日（土） ※「～多様な働き方を考える～DE&I シンポジウム」（中日新聞社主催）の第 2 部において実施（参加者 277 人） ・（親子向け）令和 7 年 11 月 16 日（日） 「まぜこぜわくわくスポーツ体験会！」を開催（参加者 37 人） ■講師派遣研修（5 名以上の学校や企業・団体向け）の実施 ・希望により随時開催（開催件数 166 件、参加者 7,379 人） ■市職員研修（P. 10 参照）
	「あいサポーター等」の認定 ・研修受講者を「あいサポーター」として認定し、「あいサポートバッジ」を交付（小学生は「あいサポートキッズ」として、「あいサポートストラップ」を交付） ・研修受講した企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定し、認定証・ステッカーを交付  あいサポートバッジ  あいサポートストラップ  あいサポートステッカー
フォローアップ研修	「あいサポーター」が障害理解を深め、「意識のバリアフリー行動」の実践に結びつけるため、フォローアップ研修を実施 ・令和 7 年 8 月 20 日（水）「精神障害について」（参加者 23 人） ・令和 7 年 11 月 25 日（火）「知的障害について」（参加者 13 人） ・令和 8 年 3 月 13 日（金）「内部障害・難病について」（参加者 13 人）

令和7年度 養成実績	・あいサポーター 7,214人（累計10,432人） ・あいサポートキッズ 2,257人（累計3,466人） ・あいサポート企業・団体 6ヶ所（累計15ヶ所）
---------------	---

【講師派遣研修のメニュー別実績内訳】

メニュー		件数	参加人数
「あいサポーター養成研修（基本編）」		52件	2,977人
障害特性を知り、 接し方を知る	身 体 障 害	肢体不自由・車いす体験	72件 3,077人
		視覚障害・アイマスク体験	58件 2,145人
		聴覚障害・手話体験	31件 1,376人
		内部障害・難病	1件 19人
	知的障害		4件 105人
	精神障害		5件 81人
	発達障害		6件 204人
	総合コース		3件 120人
スポーツや交流を 通じて障害を知る	「ボッチャ」をやってみよう		11件 645人
	「車いすバスケット」をやってみよう		8件 246人
働く障害当事者 や、障害のある子 を育てる保護者の 話を聞き、知る	社会で活躍する障害者－当事者の 話を聞いてみよう（講演型）		1件 19人
	障害のある子どもの子育て－保護 者の体験談（講演型）		2件 46人
まちの中の“バリア”を知り、障害を 理解する	店舗やオフィスのバリアフリー化 アドバイス		0件 0人
	まちの中の“バリア”を見つけてみ よう		2件 35人
合 計		256件	11,095人

※1回の研修で複数のメニューを実施している場合は、全てのメニューに計上しているため、開催件数とは一致しない。

【アジア・アジアパラ競技大会に向けた障害理解促進のための連携の取り組み】

取 組 名	取 組 内 容
フレンドシップ事業	・各区役所主催で、①国際理解、②障害者理解、③スポーツ振興をテーマとした地域住民向けのイベントを開催する事業 ・②障害者理解に関するイベントを行う場合、ナゴヤあいサポート事業と連携し、あいサポーター養成研修を開催（令和7年度は11区で活用）
大会ボランティア 向けの研修への活用	・大会ボランティア向けの障害理解に向けた研修動画作成（あいサポーター養成研修と同様のテーマ）への協力

ウ 各種ガイドブックを活用した啓発

区 分	内 容
趣 旨	・『名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例【ガイドブック】』 条例の理解促進を図るため、内容や考え方について、具体的な事例やイラスト、わかりやすい表現を用いて解説した冊子
	・『こんなときどうする？ 障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック』 障害及び障害者の正しい理解のため、各障害の特性とこれまで実際に障害者が体験した事例等をもとに、適切な接遇対応の例を紹介した冊子 ※ 改訂版作成中（令和8年8月発行予定）
活用例	各局区の職員研修、障害福祉施設の新規参入事業者研修 等

エ ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

区 分	内 容
概 要	外見からは分からない障害・疾患のある方や、コミュニケーションをとることが困難な障害者等が、周囲に自己の障害・疾患への理解や必要な支援を求めることができるよう、障害特性や希望する支援内容を記載するヘルプカードを希望者に配布。（平成29年10月配布開始） また、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークを希望者に配布。（平成30年7月配布開始） 併せて、一般市民や事業者への啓発を行い、障害や障害者への理解の促進を図るもの。
配布場所	区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター、地域療育センター及び医療機関（17病院）で希望者に配布。 ヘルプカードは本市公式ウェブサイトからカード台紙をダウンロードして利用することも可能。
配布実績	ヘルプマーク 19,455 個
広報啓発	・啓発チラシ・ポスターの作成 （名古屋ダイヤモンドドルフィンズとの共同制作によりデザイン一新） ・市バスラッピング広告（実施期間：令和7年12月の1か月間） ・地下鉄中吊り広告（実施期間：令和7年12月3日～7日） ・名古屋ダイヤモンドドルフィンズの試合会場にて普及啓発活動 （実施日：令和7年12月13日）

名古屋市障害者差別相談センターの運営状況

(令和7年4月～令和8年3月) ※特記以外は令和8年3月末時点

I 障害者差別に関する相談、調査及び調整

1 障害者差別相談センター及び地域の相談窓口で受理した相談件数

※ () 内は、対応延べ件数

(単位：件)

	センターに直接 寄せられた相談	地域の相談窓口 から、センターへ 引継がれた相談	地域の相談窓口が 受け対応した相談	総 計
総 計	287 (984)	5 (10)	5 (9)	297 (1,003)
差別相談	34 (424)	5 (10)	2 (4)	41 (438)
その他相談	218 (495)	0 (0)	3 (5)	221 (500)
広報啓発	35 (65)	- -	- -	35 (65)

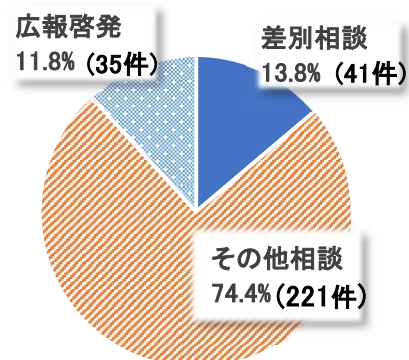
※ 障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業に係る相談は除く

【地域の相談窓口】

区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター

【相談の内訳】

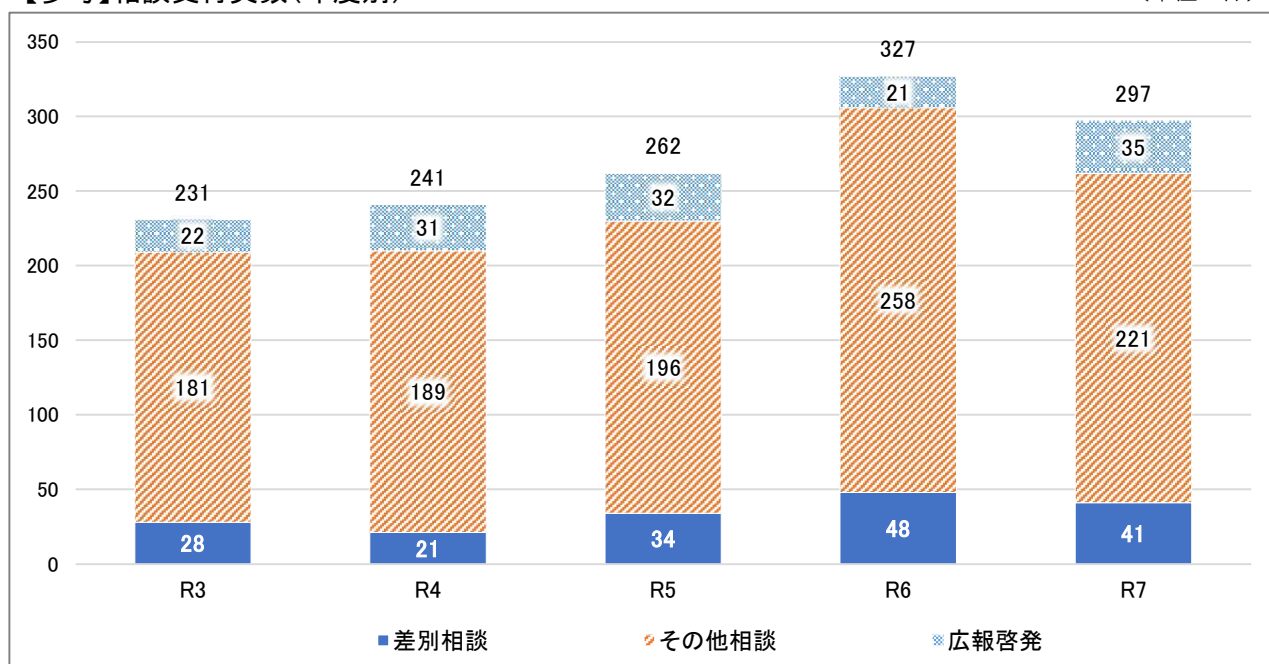
- ・差別相談：センターで障害者差別にかかる相談事案として受理した相談
- ・その他相談：差別にはあたらない生活上の困り事や不安の傾聴、法や制度に関する問合せなど
- ・広報啓発：出前講座の依頼 など



センター及び地域の相談窓口に寄せられた相談の総件数は、297件（延べ1,003件）でした。このうち差別相談は41件（延べ438件）で、市外の事案が2件ありました。事業者からの相談は2件、名古屋市の事案が5件ありました。

【参考】相談受付実数(年度別)

(単位：件)

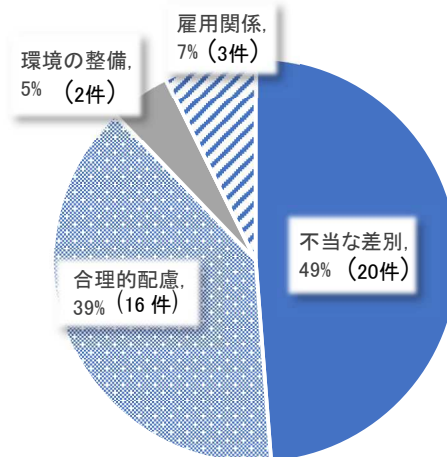


2 センター及び地域の相談窓口における差別相談の内訳

(1) 差別の分類

(単位：件)

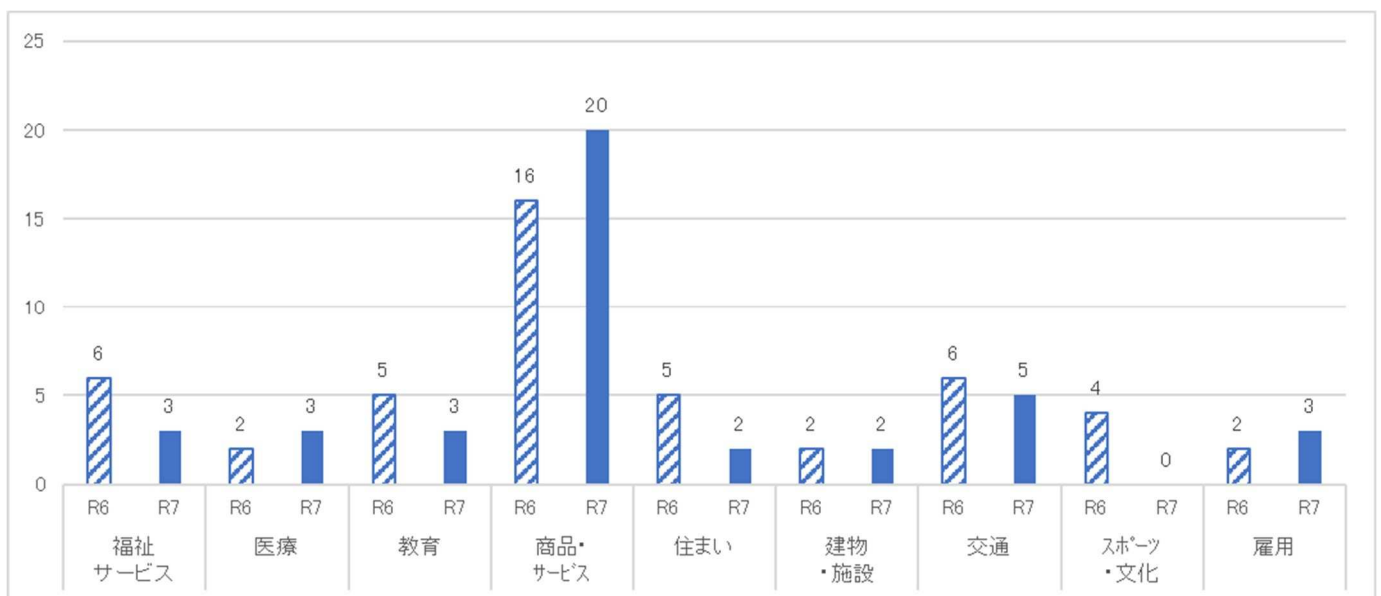
差別の分類	R6	R7
不当な差別	21	20
合理的配慮	22	16
環境の整備	3	2
雇用関係	2	3
総 計	48	41



この中には、内閣府の障害者差別に関する相談窓口（つなぐ窓口）から対応を引き継いだもの（2件）も含まれています。

(2) 相談分野

(単位：件)



【相談分野の例】

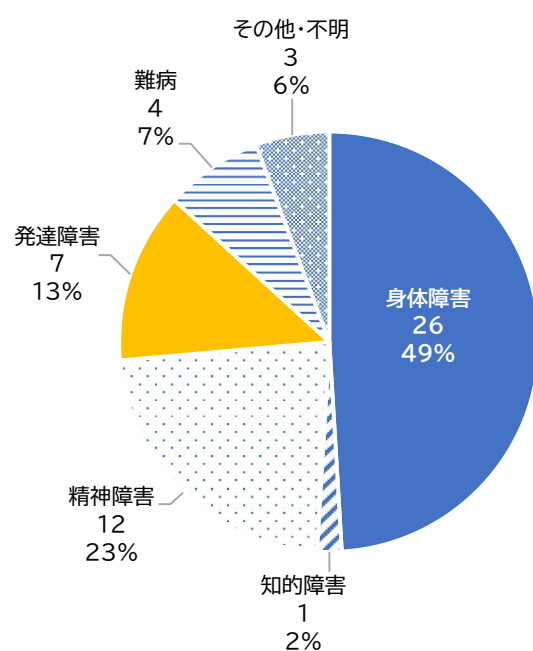
- ・「商品・サービス」…商品売買だけでなく、飲食店や対人サービスなど
- ・「住まい」…不動産の売買、賃貸契約のほか、町内会など
- ・「建物・施設」…不特定多数の方が利用する建物など
- ・「交通」…電車、バス、タクシーなど
- ・「スポーツ・文化」…スポーツ、文化芸術活動、生涯学習活動など

「商品・サービス」の分野での相談が20件と最も多く、うち3件は難病のある人の金融機関での代筆に関する相談でした。次いで「交通」の分野で5件の相談があり、うち3件は車いすユーザーのタクシー利用に関する相談でした。

(3) 当事者の主たる障害種別

(単位：件)

障 害 種 別	R6	R7			
		計	男	女	不明
身 体 障 害	38	26	14	10	2
視覚	14	8	6	1	1
聴覚	3	3	1	1	1
音声・言語	2	1	0	1	0
盲ろう	0	0	0	0	0
肢体不自由	16	14	7	7	0
内部	2	0	0	0	0
不明	1	0	0	0	0
知 的 障 害	1	1	1	0	0
精 神 障 害	5	12	4	8	0
統合失調症	1	1	1	0	0
うつ病	0	5	1	4	0
双極性障害	0	2	2	0	0
不安障害	0	2	0	2	0
適応障害	0	1	0	1	0
その他・不明	4	1	0	1	0
発 達 障 害	5	7	2	5	0
自閉スペクトラム症	2	3	0	3	0
注意欠如多動症	0	2	0	2	0
限局性学習症	2	0	0	0	0
その他・不明	1	2	2	0	0
高次脳機能障害	0	0	0	0	0
難 病	1	4	3	1	0
その他・不明	3	3	0	3	0
総 計	53	53	24	27	2



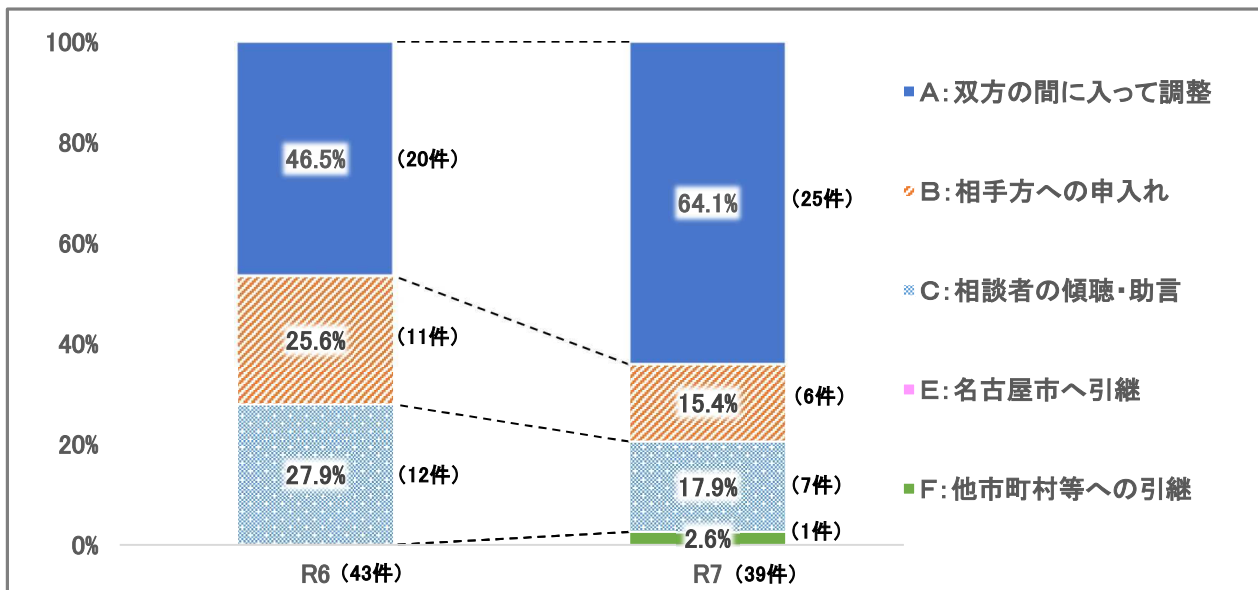
※重複障害の場合は、全ての区分に計上しているため、差別相談件数とは一致しない。

差別相談 41 件のうち、身体障害のある人からの相談が 26 件と最も多く、次いで精神障害のある人からの相談が 12 件ありました。身体障害のうち肢体不自由のある人からの相談が最も多く 14 件、次いで視覚障害のある人からの相談が 8 件ありました。

昨年度と比較して、身体障害のある人からの相談件数が大きく減少し、精神障害のある人からの相談件数が倍以上に増加しています。

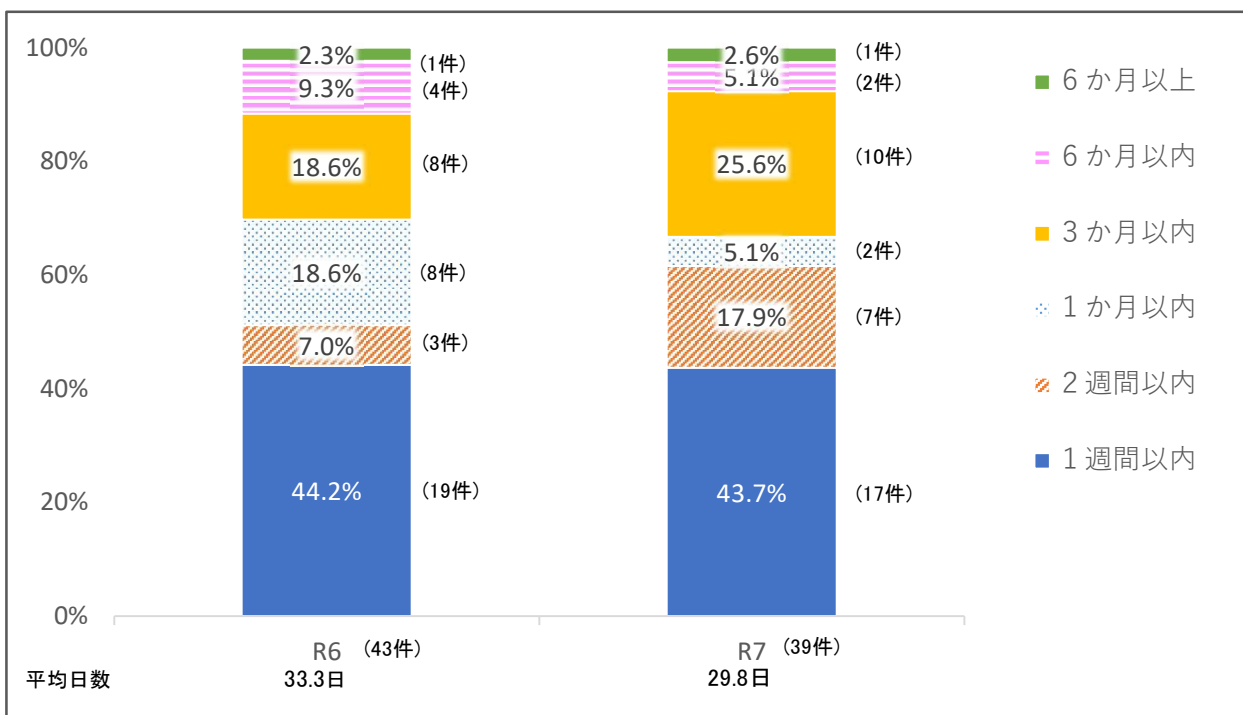
3 センターにおける差別相談の対応状況

(1) センターによる調整の状況



センターが対応した差別相談 39 件（地域の相談窓口が対応した 2 件を除く）のうち 31 件は、センターが直接介入し、相手方事業者と調整（上記 A 及び B）を行いました。

(2) 終結に至るまでの所要日数



センターでは、原則、相談者へ調整結果をフィードバックし意向の確認を行ったうえで、対応終結を判断しています。

終結した差別相談 39 件中 17 件が、1 週間以内に対応を終結しています。

Ⅱ 連絡調整会議の運営

大学教授、弁護士、障害当事者、事業者代表及びセンター職員で構成し、全ての差別相談事案について協議・報告を行いました。

実 績	R3	R4	R5	R6	R7
開催回数	7回 (3回)	10回 (1回)	12回 (1回)	13回 (3回)	10回 (1回)
審議件数	37件	40件	66件	85件	57件
1回あたりの審議件数	5.3件	4.0件	5.5件	6.5件	5.7件

※ (): オンライン開催回数

Ⅲ 障害者差別に関する相談に従事する人材の育成

地域の相談窓口従事者向け研修

「地域の相談窓口」(区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター)に従事する職員を対象に、障害者差別解消法等について理解を深め、障害者差別相談に必要な知識や技術を向上させる研修を実施しました。

	実施日	研 修 内 容	参加人数
1	5月19日 (ハイブリッド)	○講義「障害者差別解消法・差別解消推進条例改正のポイント」 弁護士、名古屋市視覚障害者協会会長 田中 伸明 氏 ○説明「地域の相談窓口における相談対応について」 名古屋市障害者差別相談センター 山田センター長	29人
2	10月6日 (ハイブリッド)	○講義「名古屋法務局における人権相談について」 名古屋法務局 人権擁護部第二課 特定事件対策係長 細井 麻里奈氏 ○講義「障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務について」 愛知労働局 職業安定部職業対策課 地方障害者雇用担当官 小林 達哉氏	11人
3	11月21日 (ハイブリッド)	○事業者向けセミナー聴講 (詳細は次頁参照)	6人
4	1月22日 (集合)	○説明「内閣府 相談対応マニュアルについて」 名古屋市障害者差別相談センター 山田センター長 ○事例検討(グループワーク)	9人

IV 障害者差別解消の推進を目的とする広報啓発事業

1 出前講座

差別解消法、障害者差別相談センターの役割、寄せられた相談事例の紹介等により、障害を理由とする差別の解消について考える講座を実施しました。

受講対象	R5	R6	R7
	件数（参加人数）	件数（参加人数）	件数（参加人数）
当事者(本人・団体)	1件（ 5人）	2件（ 38人）	4件（ 57人）
事業者(福祉サービス)	18件（308人）	8件（200人）	4件（ 80人）
事業者(一般)	6件（155人）	2件（ 60人）	3件（ 53人）
市・区役所等	4件（196人）	6件（142人）	7件（153人）
一般市民	6件（196人）	1件（ 33人）	7件（682人）
地域関係団体	0件（ 0人）	0件（ 0人）	2件（ 65人）
合 計	35 件（860 人）	19 件（473 人）	27 件（1,090 人）

2 事業者向けセミナー

障害に対する理解促進や障害のある人に対する差別解消を主体的に取り組むきっかけづくりを目的に実施しました。

日 時：令和7年11月21日（金）午後2時30分～4時30分

会 場：ウインクあいち 1204号室（名古屋市中村区名駅四丁目 4-38）

開催方法：来場型とオンライン（ハイブリット）

内 容：第1部 障害者差別解消法について

講師：名古屋市障害者差別相談センター 職員

第2部 心のバリアフリーセミナー

講師：三代 達也氏（車いすトラベラー）

参加者数：来場参加38人、オンライン29人 計67人

3 市民講演会

一般市民を対象に、障害を理由とする差別や偏見の解消について、市民みんなの課題として捉え、考えるきっかけをつくることを目的に実施しました。

日 時：令和8年2月7日（土）午後1時30分～3時40分

会 場：鯉城ホール（名古屋市中区栄一丁目 23 番 13 号伏見ライフプラザ 5 階）

内 容：テーマ「多様性を認め合い、ともに築く共生社会へ」

第1部 基調講演「障害者差別解消法がめざす社会」

講師 手嶋 雅史氏（椋山女学園大学人間関係学部人間共生学科教授）

第2部 特別講演「誰も排除しない『まぜこぜの社会』をめざして」

講師 東 ちづる氏（俳優・一般社団法人 Get in touch 代表）

参加者数：387人

4 その他の広報関係

(1) センターニュースの発行（第18号）

センター業務への理解と周知の他、関係者の意識や対応力の向上を図ることを目的として、第18号を11月に地域の相談窓口（61か所）及び市内ハローワーク（3か所）、各区の障害者自立支援連絡協議会等に送付しました。

(2) 民間事業者意識調査（アンケート）の実施

事業者における障害のあるお客様への対応に関する現状の認識や意識及び「名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業」に対するニーズを把握し、今後のセンターの事業運営に生かすためアンケートを実施しました。

調査期間：令和7年10月1日（水）～令和8年1月31日（土）

調査方法：相談事案関係事業者、出前講座参加事業者、合配助成申請事業者等1,166ヶ所へアンケートを郵送

結果報告：センターホームページに掲載（令和8年3月）

(3) デジタルサイネージ広告の実施

期 間：令和7年12月1日（月）～令和7年12月7日（日）

場 所：ナゴヤサブウェイビジョン（名古屋市地下鉄東山線48編成のうち21編成の車内に設置されたデジタルサイネージ広告：1回15秒の放映）

内 容：「意識のバリアフリー」の啓発及び「障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業」等の紹介

V 障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業（令和6年10月事業開始）

1 概 要

事業者による障害者への合理的配慮の提供を支援するため、物品購入等に要する費用に対して一部助成を行う。

2 助成対象

- ・名古屋市内に事務所又は事業所を有し、飲食・物販・医療等不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者
- ・名古屋市内において活動している町内会、サークル、PTA等の団体やグループ

3 助成内容

（１）コミュニケーションツール作成費

助成限度額：5万円

（対象例）点字メニュー、コミュニケーションボード等

（２）物品購入費

助成限度額：10万円

（対象例）折り畳み式スロープ、筆談ボード等

※（１）・（２）の区分それぞれにつき、年度内各1回申請可

4 啓 発

- ・活用状況を掲載した案内チラシの作成
- ・事業者への周知（29団体に周知依頼：市内1,186ヶ所以上、3,150枚）等
- ・障害者差別相談センターホームページにて、助成金活用実績の紹介

5 実 績

（１）相談状況

区 分	R6 年度				R7 年度			
	事業者	団体・グループ等	その他	合 計	事業者	団体・グループ等	その他	合 計
コミュニケーションツール作成費	4 件	1 件	0 件	5 件	6 件	0 件	0 件	6 件
物品購入費	31 件	2 件	1 件	34 件	30 件	3 件	1 件	34 件
その他照会等	10 件	1 件	1 件	12 件	15 件	0 件	2 件	17 件
合 計	45 件	4 件	2 件	51 件	51 件	3 件	3 件	57 件

※令和6年度：10月～3月実績、令和7年度：4月～令和8年3月実績（以下同様）

(2) 申請状況

区 分		R6 年度			R7 年度		
		申請 件数	助成金交付		申請 件数	助成金交付	
			件 数	交付金額		件 数	交付金額
事業者	コミュニケーションツール作成費	5 件	5 件	50,400 円	3 件	3 件	130,200 円
	物品購入費	14 件	14 件	1,159,915 円	22 件	22 件	1,508,138 円
	計	19 件	19 件	1,210,315 円	25 件	25 件	1,638,338 円
団体・ グループ 等	コミュニケーションツール作成費	0 件	0 件	0 円	0 件	0 件	0 円
	物品購入費	0 件	0 件	0 円	2 件	2 件	178,672 円
	計	0 件	0 件	0 円	2 件	2 件	178,672 円
合 計	コミュニケーションツール作成費	5 件	5 件	50,400 円	3 件	3 件	130,200 円
	物品購入費	14 件	14 件	1,159,915 円	24 件	24 件	1,686,810 円
	計	19 件	19 件	1,210,315 円	27 件	27 件	1,817,010 円

(3) 主な申請内容

区 分		内 容
令和 6 年度	コミュニケーションツール 作成費	・点字シール（タクシー事業者名や車両番号等の点字表示）
	物品購入費	・折り畳みスロープ（店舗等の出入口の段差解消） ・筆談ボード（聴覚障害者とのコミュニケーション補助） ・タブレット（劇場鑑賞の際の聴覚障害者用字幕表示アプリ） ・ストレッチャー（寝たきりの方の病院までのタクシー輸送） ・傘（雨天時の屋根がない場所での車椅子のタクシー乗車） ・車いす（麻痺のある人の院内移動）
令和 7 年度	コミュニケーションツール 作成費	・フロアマット（身体障害や知的障害者への情報保障） ・点字シール（会社名や電話番号等の点字表示） ・アルミミラー（重度障害児の視野確保・コミュニケーション補助）
	物品購入費	・音声読み上げ機器（視覚障害者への情報保障） ・電子メモパッド（聴覚障害者とのコミュニケーション補助） ・座位保持椅子（重症心身障害児の座位補助） ・手すり（身体障害者への階段利用時の移動補助） ・タブレット（聴覚障害者とのコミュニケーション補助） ・ポータブルチェア（身体障害者の座位補助） ・入浴用椅子（身体障害者の起居動作補助） ・ビブス（災害時における情報保障） ・バスボード（身体障害者への入浴補助） ・振動目覚まし時計（聴覚障害者への起床補助）

3 「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例施行細則」の改正（令和8年4月1日施行）等について

（1）趣旨

障害者差別事案に係る迅速で実効性のある紛争解決の仕組みとするため、「障害者差別解消推進条例施行細則」を改正した（令和8年4月1日施行）。加えて、障害者差別解消調整委員会事務マニュアル策定等を行った。

（2）対応状況

○ 「障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例施行細則」の一部改正（R8. 4. 1 施行）

よりの確な調整ができるよう、申立て事案の内容に沿った障害当事者の障害者差別解消調整委員会への参画を位置づける。障害者差別解消支援会議の委員の内、「障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者」へ出席依頼

○ 障害者差別解消調整委員会事務マニュアルの策定（R8. 4）

- ・申立てから、原則3か月以内に、初回の調整委員会を開催
- ・初回の調整委員会開催から、原則6か月以内に、助言・あっせん案を提示

※令和7年4月「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」を改正し、事業者に加え、差別事案の当事者が市の場合も、助言又はあっせんの申立ての対象に含まれることを追加

○ 障害者差別相談センター相談対応マニュアルの改正（R7. 6 改正済）

標準的な事務処理期間として、センターが相談を受理した日から、原則3か月以内の解決を目指すものとする。

ただし、相談者と相手方事業者との間での話し合いが継続している場合は、この限りではない。
※この事務処理期間はあくまで目安であり、期間に到達したからといって、即、不調とするものではないことに留意すること。

(参考)

【令和7年2月定例会】成田議員（自民党）

・車椅子利用者が市バス乗車をお断りされている事案について、バリアフリーの観点から健康福祉局長の見解と今後の対応をお尋ねする。

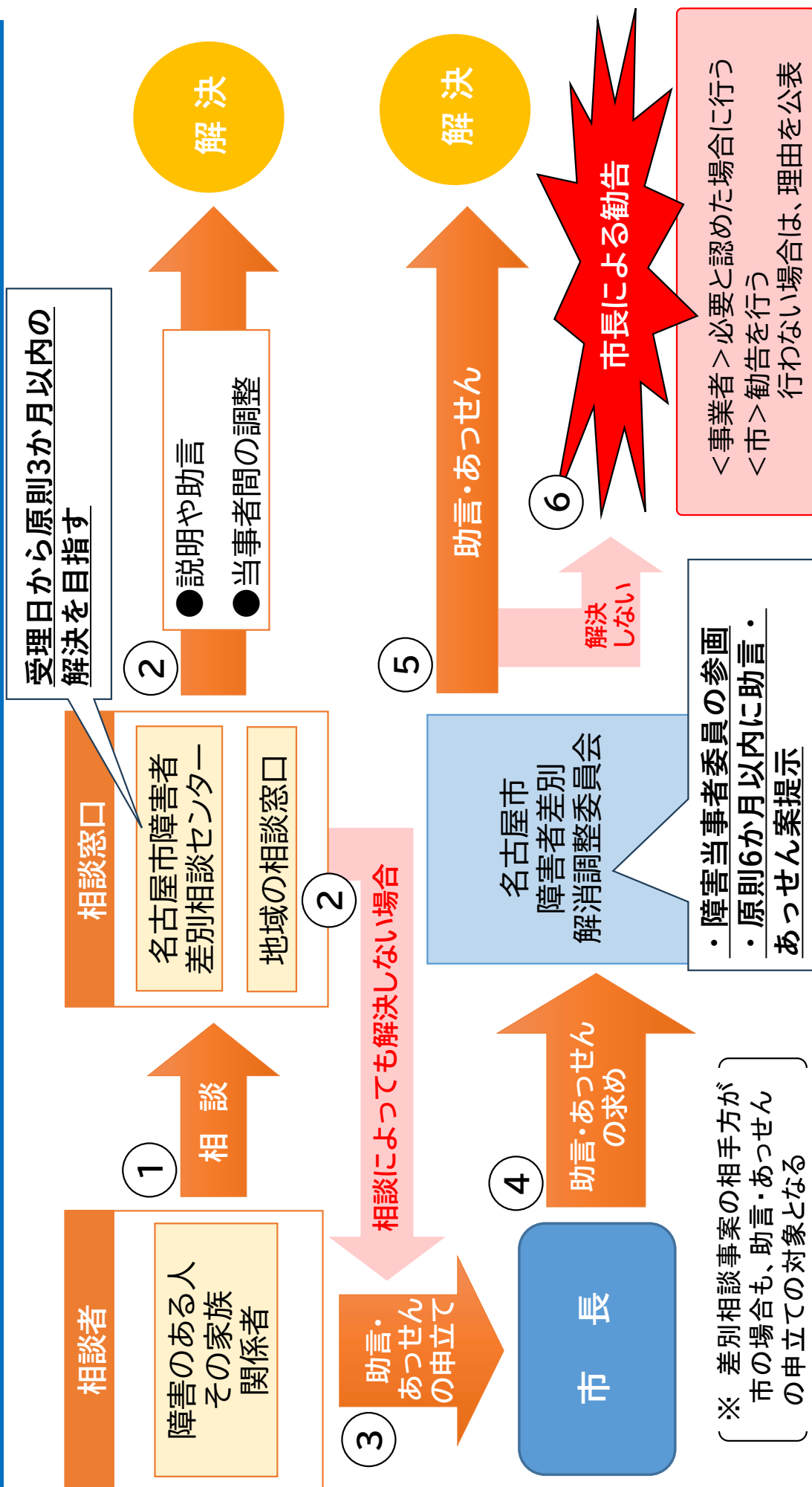
→ 車椅子利用者との建設的な対話に努めるとともに、早期解決に向けて交通局と調整を図る。また、車椅子利用者が安全・快適で気軽に外出でき、社会活動に参加できることを目指して、バリアフリー化を一層推進してまいりたい。

〔 令和7年4月に実証実験を行い、同年8月より、市バス乗車取り扱いの変更。
WHILL 社製電動車いすの F モデル及びそれ以外の手押しハンドルのない電動車
いすについて市バス全線で乗車可能となった。 〕

・バリアフリーの理念を市職員全体にどのように浸透させていくのか。また、障害者差別解消に向けた実効性のある仕組みをどう構築していくのか。

→ 条例の改正案に市職員は職員対応要領を遵守すること、及び率先して意識のバリアフリー行動を実践することを明記し、研修等を通じてバリアフリーの理念を浸透させる。また、調整委員会について、的確な調整ができるよう障害当事者の委員を増員するほか、相談を受けてから解決に向けての標準的な事務処理期間を設けるなど、迅速で実効性のある紛争解決の仕組みを検討する。

障害者差別相談の解決の仕組み



名古屋市障害者差別解消庁内推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、本市の事務又は事業の遂行に当たり、障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することについて、本市職員の対応要領を定め、市職員が率先して障害者差別解消に取り組み、もって、本市における障害者差別解消の推進を図ることを目的として、名古屋市障害者差別解消庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 庁内における障害者差別解消の推進に必要な連絡調整及び関係部署の連携に関すること
- (2) 障害者差別解消の推進に関する人材の養成及び資質の向上に関すること
- (3) その他障害者差別解消の推進に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 推進会議に会長を置き、健康福祉局主管副市長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(幹事会)

第5条 推進会議の所掌事項について具体的な取り組みを協議するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、健康福祉局障害福祉部担当課長（障害者差別解消）をもって充てる。

4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

会計室長
防災危機管理局長
市長室長
総務局長
財政局長
スポーツ市民局長
経済局長
観光文化交流局長
環境局長
健康福祉局長
子ども青少年局長
住宅都市局長
緑政土木局長
上下水道局長
交通局長
消防局長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
教育長
市会事務局長
中村区長
中区長

別表2

会計室会計課長
防災危機管理局総務課長
市長室秘書課長
総務局総務課長
財政局総務課長
スポーツ市民局総務課長
スポーツ市民局人権施策推進部人権施策推進課長
経済局総務課長
観光文化交流局総務課長
環境局職員課長
健康福祉局職員課長
子ども青少年局総務課長
住宅都市局総務課長
緑政土木局総務課長
上下水道局総務部総務課長
交通局営業本部総務部人事課長
消防局総務部職員課長
選挙管理委員会事務局選挙課長
監査事務局管理課長
人事委員会事務局審査課長
教育委員会事務局人事部人事課長
教育委員会事務局人事部教職員課長
市会事務局総務課長
中村区区政部総務課長
中区区政部総務課長